



## 平成20年度

### 保険料納額告知書を発送

本年4月1日付けで「平成20年度保険料納額告知書」を組合員各位に発送しております。

すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の暫定保険料支払額の目安となるもので、10月に「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送します。

一般被保険者にかかわる保険料は、「介護納付金賦課額」を除き定額分の保険料賦課の総額は、前年度と変わりありません。

なお、新たに加わった「後期高齢者支援金等賦課額」の平成20年度の保険料は、1人月額2,190円となっています。

40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険法による「第2号被保険者」）の「介護納付金賦課額」の保険料は、1人月額2,850円となっています。

#### ※定額分の保険料賦課額

平等割賦課額＋後期高齢者支援金等賦課額＝年額  
49,200円（前年同額）

均等割賦課額＋後期高齢者支援金等賦課額＝年額  
60,000円（前年同額）

平等割賦課額（第3種組合員）年額22,920円

#### ※保険料賦課額の計算方法

1年間の保険料は組合員（世帯）ごとの平等割賦課額、組合員の所得に応じた所得割賦課額、家族・准組合員（従業員）数に応じた均等割賦課額の3つの医療分保険料に、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額の保険料分を加えて算出します。

なお、保険料賦課額の詳細については、別表の「平成20年度保険料賦課額算出等の概要」をご参照ください。

#### ※保険料所得割賦課額は暫定賦課

保険料の所得割賦課額は前年中総所得金額を基礎に算定します。しかし、組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額」は把握できません。

そこで、前年中の「総所得金額」がわかるまでの期間（4月～9月）は平成18年中の「総所得金額」を基礎にして仮賦課をしております。このことを暫定賦課といっております。

10月には平成19年中の「総所得金額」を基礎に算定し、所得割賦課額の確定賦課を行い既納保険料と精算いたします。

#### 道医師国保組合お知らせ

### 被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

次のような被保険者の異動のときは、国民健康保険法および組合同規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。

届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響しますので、お早めに届け出をお願いいたします。

#### 記

◎資格取得（加入）＝出生、転入、社会保険離脱、准組合員（従業員）の雇用

【住民票（写し可）を添付】

◎資格喪失＝死亡、転出、社会保険加入、准組合員（従業員）の退職

【被保険者証を添付】

※届け出用紙の備付＝各支部（所属の都市医師会および医育機関医師会事務局）または、本組合ホームページからも入手できます。

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

※届け出用紙の提出先＝各支部（所属の都市医師会および医育機関医師会事務局）です。

北海道医師国民健康保険組合

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館 6階

TEL 011-271-7471 FAX 011-241-6414

## (別表)

## 平成20年度保険料賦課額算出等の概要

(金額単位；円)

保険料の賦課額区分	第1種・第2種組合員 〔第2種＝医育機関医師会会員 ＜75歳未満の組合員＞〕	第3種組合員 〔後期高齢者〕 ＜75歳以上の組合員＞	組合員以外 〔家族・准組合員(従業員)〕 ＜75歳未満の被保険者＞
(1)平等割賦課額 〔第1種・2種・3種組合員：1人につき〕	(年額) 22,920 (月額) 1,910 * (現行)49,200円－(4)後期高齢者支援金等賦課額 26,280円＝(年額)22,920円	(年額) 22,920 (月額) 1,910	—
(2)所得割賦課額 〔第1種・2種組合員：1人につき〕	組合員の前年中の総所得 金額×(料率) 14/1,000 * 第2種組合員加算額 (年額) 60,000 * 所得割賦課限度額 (年額) 520,000	—	—
(3)均等割賦課額 〔家族・准組合員(従業員)：1人につき〕	—	—	(年額) 33,720 (月額) 2,810 * (現行)60,000円－(4)後期高齢者支援金等賦課額 26,280円＝(年額)33,720円
(4)後期高齢者支援金等賦課額 〔被保険者全員：1人につき〕 (平成20年度新設/新高齢者医療制度の支援金等関係)	(年額) 26,280 (月額) 2,190 * 後期高齢者支援金等の合計額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額	—	(年額) 26,280 (月額) 2,190 * 後期高齢者支援金等の合計額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額
(5)介護納付金賦課額 〔40歳以上65歳未満の被保険者：1人につき〕	(年額) 34,200 (月額) 2,850 * 介護納付金の額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額	—	(年額) 34,200 (月額) 2,850 * 介護納付金の額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額

(備考)

\* 第3種組合員(75歳以上の後期高齢者)の保険料は、平等割賦課額のみとし、所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額については、第3種組合員に該当することとなった日の属する月から賦課しないこととなります。

## インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設しております。  
組合員等被保険者の皆様には、各種申請(届け出)等の手続きをはじめ、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。是非ご活用をお願いいたします。  
また、各種申請(届け出)用紙もホームページから入手できます。

\* 北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス  
<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目  
北海道医師会館6階  
北海道医師国民健康保険組合  
TEL 011-271-7471 FAX 011-241-6414

## 医療保険制度の一部改正について

北海道医師国民健康保険組合

### 1. 高齢者の窓口負担が1割に据え置かれることについて

前期高齢者（70～74歳）で、医療機関の窓口で支払う窓口負担が1割の方については、平成20年4月から窓口負担を2割とすることとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担を1割に据え置くこととなりました。

### 2. 乳幼児の患者負担軽減措置の拡大について

今まで、乳幼児の一部負担割合は2割で3歳未満までとなっておりましたが、患者負担軽減措置の拡大により義務教育就学前のお子様までが2割となります。

### 3. 高額医療・高額介護合算制度の創設について

組合員の世帯に、介護保険受給者がいる場合、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、下表の自己負担限度額を控除した額を支給します。

自己負担限度額（年額）

		国保+介護保険 (70歳～74歳のみ)	国保+介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円	126万円
一 般		56万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

### 4. 後期高齢者医療制度の創設について

平成20年4月以降、75歳以上の高齢者は当組合の被保険者（医療給付を受ける者）としての資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となることが義務付けられます。そのため、当組合では組合員が「被保険者の資格がない組合員」（第3種組合員）として組合に残ることができるようにしましたので、是非第3種組合員として組合に残ることをお勧めいたします。

#### 1) 「被保険者の資格がない組合員」について

75歳以上の組合員の方は後期高齢者医療の被保険者となるため、当組合の被保険者としての資格はなくなりますが、「被保険者の資格がない組合員」として、組合に残ることを届け出ることにより、当組合に残ることができます。

当組合に残る75歳以上の組合員の方は、当組合の被保険者ではなく「組合員」としての資格を有する第3種組合員となり、4)に記載の保健事業の助成を今までどおり受けることができます。

ただし、当組合からは被保険者証を交付いたしません。被保険者証は、後期高齢者医療から交付されず被保険者証をご使用願います。

- 2) 75歳以上の組合員の方の家族・准組合員（従業員）について
- ① 75歳以上の組合員の方が当組合に残る場合（第3種組合員となる場合）  
75歳未満の家族・准組合員（従業員）は、今までどおり当組合の被保険者として残ることができますので、新しい被保険者証をお送りいたします。
- ② 75歳以上の組合員の方が当組合に残らない場合  
75歳未満の家族・准組合員（従業員）の方は、自動的に当組合の被保険者としての資格を喪失しますので、他の医療保険（社会保険または市町村国保等）に加入しなければなりません。
- ※ なお、75歳以上の家族・准組合員（従業員）の方は、後期高齢者医療の被保険者となり、**当組合には残ることができません。**
- 3) 第3種組合員の保険料について（平成20年度）  
所得割賦課額 なし（第3種組合員となった月から）  
平等割賦課額 年 22,920円（月 1,910円）  
※ 家族・准組合員（従業員）の保険料（年 60,000円）は従来どおりです。
- 4) 第3種組合員の保健事業
- 人間ドック等の健康診査の助成
- 死亡見舞金  
第3種組合員の方が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として30万円を支給します（現行葬祭費と同額）。
- 休業見舞金  
就業している第3種組合員が傷病のため事業または業務に従事できないときは、規約に定める休業見舞金として、待機期間7日間、支給日数 360日、支給額（日額）5,000円を支給します（現行傷病手当金と同額、同期間）。

## 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」の手続きについて

医療機関が法人として認可されますと制度上、組合員は社会保険（政府管掌健康保険・厚生年金保険）に加入しなければなりません。しかし、医療保険につきましては「健康保険の被保険者適用除外承認申請」の手続きを行い、この承認を受けた場合に限り、医師国保組合に引き続き加入することができます。

医療法人設立後には、下記の【健康保険の被保険者適用除外承認申請の流れ】をご参照いただき速やかに手続きをお願いいたします。

ただし、准組合員（従業員）につきましては社会保険（政府管掌健康保険）の強制適用となりますので、社会保険へ加入されてから、医師国保組合の資格喪失手続きをお願いいたします。

### 【健康保険の被保険者適用除外承認申請の流れ】

- ① 組合から「健康保険被保険者適用除外承認申請書」をお送りいたします。
- ② 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」は医療機関で必要事項を記入・押印の上、**社会保険事務所に提出**してください。
- ③ 社会保険事務所から「健康保険被保険者適用除外承認証」が医療機関に送付されます。
- ④ 「健康保険被保険者適用除外承認証」の写しを組合にお送りください。  
(原本の「健康保険被保険者適用除外承認証」は医療機関で保管願います。)